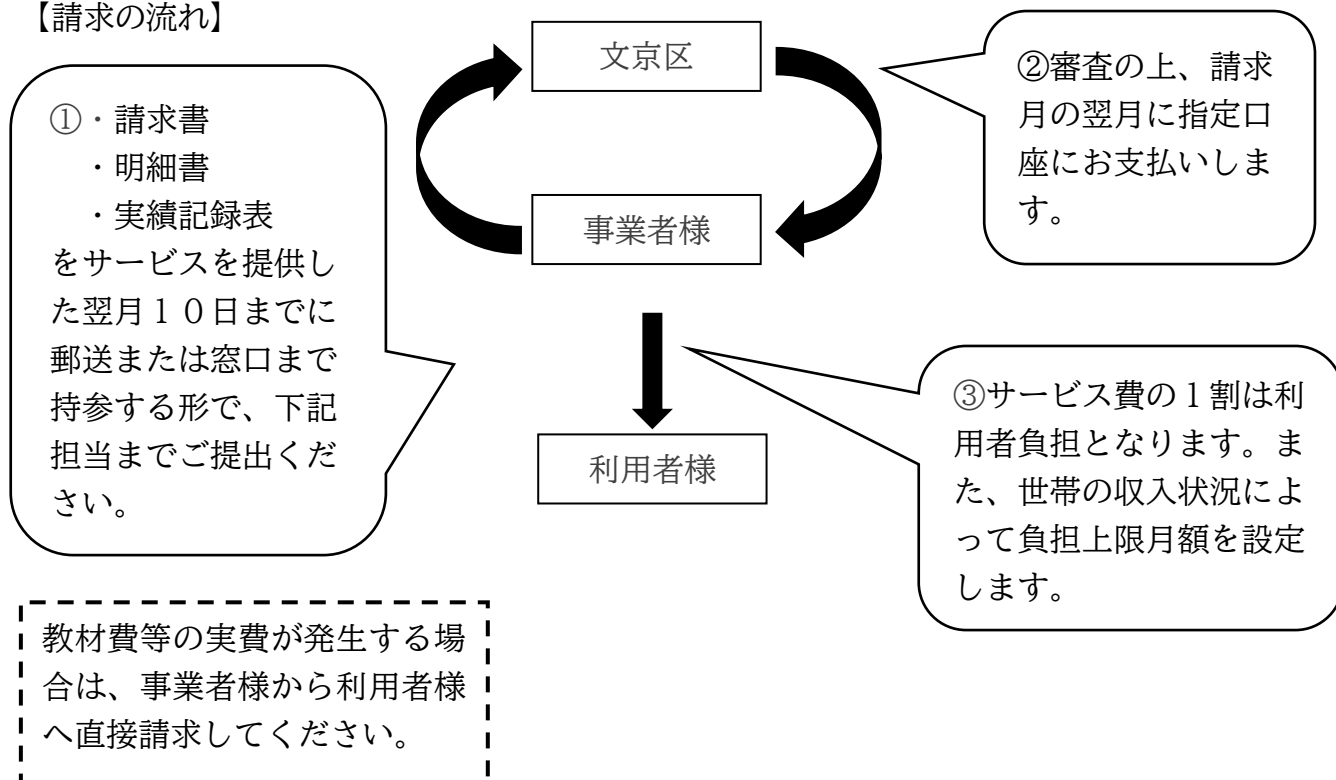


◆ 事業に係るサービス費

利用料金は別紙単価表のとおり。

このうち、1割を利用者負担として事業所から利用者へ請求します。ただし、世帯の収入状況により負担上限月額を設定します。また、介護給付・訓練等給付等、障害児通所支援の負担額と合算して上限管理を区で行います。

【請求の流れ】



【提出先および問合せ先】

〒112-8555

東京都文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター9階

文京区福祉部障害福祉課給付指導係

電話；03-5803-1816

別紙

◆単価表

障害支援区分		1 日 の 利 用 時 間		
		4 時間以下の利 用	4 時間超 8 時間以 下	8 時間超
障 害 者	区分 6	2 3 1 単位	4 6 2 単位	6 9 2 単位
	区分 5	1 9 6 単位	3 9 2 単位	5 8 8 単位
	区分 4	1 6 2 単位	3 2 4 単位	4 8 6 単位
	区分 3	1 4 6 単位	2 9 2 単位	4 3 7 単位
	区分 1 及び区分 2	1 2 7 単位	2 5 5 単位	3 8 2 単位
障 害 児	区分 3	1 9 6 単位	3 9 2 単位	5 8 8 単位
	区分 2	1 5 4 単位	3 0 8 単位	4 6 1 単位
	区分 1	1 2 7 単位	2 5 5 単位	3 8 2 単位
送迎加算		5 4 単位		
欠席時対応加算		9 4 単位		

- (1) 送迎加算について、送迎にかかる時間は、指定日中一時支援事業の利用時間から除外するものとする。また、指定日中一時支援事業の利用につき、利用者に対して、その居宅等と指定日中一時支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。
- (2) 欠席時対応加算について、指定日中一時支援事業所において、指定日中一時支援事業を利用する利用者が、あらかじめ当該指定日中一時支援事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合において、日中一時支援事業従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、所定単位数を算定する。